

浜田市創業者支援資金補助金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日
告 示 第 5 4 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市内において創業する者に対し、その創業に要する費用の一部を補助することにより、多様な地域産業の育成と雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則(平成 17 年浜田市規則第 56 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者は、市内に住所又は事業所を有し、市内において次に掲げる資金(以下、「創業者支援資金」という。)の融資(以下、「融資」という。)を受けて創業する者(以下、「補助対象者」という。)とする。

(1) 島根県中小企業制度融資要綱(昭和 47 年島根県告示第 239 号)第 2 条第 3 号の規定による特別融資創業者支援資金

(2) 株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業の融資制度による資金

2 前項の規定にかかわらず、この告示による補助金を既に受け、又は国、県若しくは市の補助金若しくは利子補給金を受けている者及び市税を滞納している者については、補助対象者とししないものとする。

(補助金額等)

第 3 条 補助の対象は、融資決定日の翌日から起算して 1 年間(以下「補助対象期間」という。)の当該融資に係る利子及び信用保証料とし、それぞれの額の算定方法は次の各号に定めるところによるものとする。ただし、その合計額は 30 万円を上限とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(1) 利子 約定に基づく償還に係るもの(繰上償還に係るものを含み、遅延に係るものを除く。)

(2) 信用保証料 1 年当たり保証承諾額に 1.35 パーセントと実保証率のいずれか低い率を乗じて得た額

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、創業者支援資金補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる融資の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号の融資

ア 島根県信用保証協会が発行する島根県信用保証協会信用保証書の写し

イ 償還計画書の写し

ウ 商工会議所又は商工会の推薦書(初年度に限る)

(2) 第 2 条第 1 項第 2 号の融資

ア 償還計画書の写し

イ 商工会議所又は商工会の推薦書(初年度に限る)

- 2 前項に規定する申請は、補助対象期間の属する年度ごとに行うものとし、その期日は初年度の申請については融資決定日から30日以内、翌年度の申請については当該年度の4月30日までとする。ただし、これによることが適当でないと市長が認める場合にあっては、その期日は市長が別に定めるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、創業者支援資金補助金交付(却下)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、商工会議所又は商工会の協力を求めることができる。

(変更承認申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、創業者支援資金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、翌年度4月10日までに創業者支援資金補助金実績報告書(様式第4号)に創業者支援資金融資利子払込証明書(様式第5号)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、創業者支援資金補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、創業者支援資金補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、創業者支援資金補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 創業者支援資金融資を取り消されたとき。
- (2) 創業者支援資金融資の償還を理由なく延滞したとき。
- (3) 提出書類に虚偽があったとき。
- (4) 事業実施場所を浜田市以外に移したとき。
- (5) この告示に基づく市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは打ち切り、又はその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付)

第 11 条 交付決定者は、この事業の内容を明確にするため、交付申請、交付決定及び額の確定に係る帳簿及び証拠書類を整備し、少なくとも 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定施行告示の廃止)

2 浜田市創業者支援資金補助金交付要綱(平成 7 年浜田市告示第 18 号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、旧告示の規定により決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日告示第 44 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 26 日告示第 151 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 20 年 9 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の浜田市創業者支援資金補助金交付要綱(以下「旧告示」という。)の規定により補助金の交付決定を受けている者については、旧告示は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成 22 年 9 月 30 日告示第 136 号)

(施行期日等)

1 この告示は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、この告示による改正後の第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市創業者支援資金補助金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定中創業者支援資金(新告示第 2 条第 1 項第 2 号に規定する資金に限る。)の融資に係る補助金に関する部分は、適用日以後に当該融資の決定を受けた創業者支援資金に係る利子について適用する。

附 則 (平成 23 年 9 月 9 日告示第 139 号)

(施行期日等)

1 この告示は、平成 23 年 9 月 9 日から施行し、この告示による改正後の浜田市創業者支援資金補助金交付要綱（「以下「新告示」という。」の規定は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新告示の規定は、適用日以後に融資の決定を受けた創業者支援資金（新告示第 2 条第 1 項第 2 号に規定する資金に限る。）に係る利子について適用する。